

5. 中国における食のサステナビリティ

- 5-1 中国における対象食品データ及び概況
- 5-2 中国における食品関連認証の動向
- 5-3 中国食品流通プレイヤーの動向
- 5-4 中国における食品関連政策
- 5-5 参考資料

輸入食品に関する中国政府の政策

名称	実施日	発行部門	抜粋
中華人民共和国輸出入食品安全管理弁法	2022.1.1	税関総署	- 食品を輸入するにあたっては、中国の法律法規及び食品安全国家基準に適合しなければならず、中国が締結した又は参加する国際条約・協定に特別な要件がある場合は、さらに国際条約・協定の要件に適合しなければならない。食品安全国家基準がまだない食品を輸入するにあたっては、國務院衛生行政部門が公布する暫定適用される関連基準要件に適合しなければならない。 - 輸入食品の包装及びラベル、標識は、中国の法律法規及び食品安全国家基準に適合しなければならない。法により説明書を有すべき場合は、さらに中国語の説明書を有しなければならない。 - 輸入生鮮及び冷凍肉類製品については、内部及び外部包装には、堅牢、明瞭で識別しやすい中国語及び英語又は中国語及び輸出国（地域）の文字表記を有し、製造国（地域）、品名、製造企業登録番号、生産ロット番号を記載しなければならない。外部包装には、規格、製造地（具体的な州/省/市）、目的地、製造日、品質保持期間、保存温度等の内容を中国語で記載しなければならず、目的地を中華人民共和国と必ず明記し、輸出国（地域）の検査検疫標識を付さなければならない。 - 輸入水産物については、内部及び外部包装には、堅牢、明瞭で識別しやすい中国語及び英語又は中国語及び輸出国（地域）の文字表記を有し、商品名及び学名、規格、生産日、ロット番号、品質保持期間及び保存条件、生産方法（海水面漁業、内水面漁業、養殖）、生産地域（海水面漁業海域、内水面漁業国又は地域、養殖製品所在国又は地域）、関連する全ての生産加工企業名（漁船、加工船、輸送船、独立冷凍冷蔵庫を含む）、登録番号及び住所（具体的な州/省/市）を記載しなければならない。目的地を中華人民共和国と必ず明記しなければならない。
中国輸入食品海外製造企業登録管理規定	2022.1.1	税関総署	- 新規定では、登録を受けた企業は中国へ輸出する食品の内部及び外包装上に、中国での登録番号または主管当局が承認した登録番号を記載しなければならない。食品のカテゴリーに応じるサプライチェーン全体の事業者、例えば、食品の飼育、生産、保管または国外への輸送に従事する事業者は登録を求められる。 - 登録が必要な食品の範囲が拡大され、従来は政府が定めた一部の食品カテゴリー（肉類、乳製品、水産物など）のみ登録が必要でしたが、新しい規定では、国外で生産されたすべての食品の登録が必要になった。 - 有効期限が五年であり。登録更新の申請は、登録期間満了の3か月から6か月前に、登録申請ルートを通じて税関総署に提出する必要がある。

（出所）公開資料等よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

食品安全性強化に関する中国政府の政策

- 頻発する食品安全事件により、食品安全への関心は高まっている。中国政府は近年、複数の食品安全法律・規制を発表した。2023年では、「農産物質量安全法」、「食品相関産品質量安全監督管理暫行弁法」という二つの法律・規制を実施する予定であり、今後食品安全関連規制の更なる強化が予測される

名称	実施日	発行部門	抜粋
中華人民共和国食品安全法/食品安全法实施条例	2019.12.1	国務院	• 中国国家標準のない食品を輸入する際に、海外輸出者/製造者或は輸入者は中国国家衛生健康委員会に関連した国家（地域）標準或は国際標準を提出しなければならない。食品安全要求に合致する場合、一時的な適用となる。「实施条例」第四十七条に基づき、中国国家標準がなく、国際通用標準に含まれる食品を輸入する際に、輸入者は通用標準の関連した要求に基づいて食品を輸入することができる。 • 「实施条例」第十三条 食品安全国家標準が公表した後、食品製造経営者は食品安全国家標準が規定する施行期日の前に実施し、前倒して実施した状況を公開しなければならない。 • 「实施条例」第十八条 食品製造者・販売者は食品トレーサビリティシステムを構築し、食品安全法の規定に従い、入荷検査、出荷検査、食品販売等の情報を事実通り記録・保存し、食品のトレーサビリティを保証しなければならない。
中華人民共和国農産物質量安全法	2023.1.1	人民代表大会常務委員会	• （一）公害農産物の認証の停止。（二）農産物の原産地証明書の発行を停止する。適合証明書は、品質や安全性の要求事項を反映するだけでなく、生産主体や原産地などのトレーサビリティ情報を提供するもので、農産物の原産地証明に代わる新しい制度である。 • 新法では、農産物品質・安全性トレーサビリティカタログに記載された農産物について、国がトレーサビリティ管理を実施することが明確した。
食品相関産品質量安全監督管理暫行弁法	2023.3.1	国家市場監督管理総局	• 食品関連製品の生産者は食品関連製品の品質安全トレーサビリティ制度を確立し、原材料と添加剤の購入から製品販売までのすべての段階が効果的に追跡できることを保証しなければならない。

（出所）公開資料等よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

食品トレーサビリティに関する中国政府の政策

- 2021年では、中国政府がトレーサビリティについて、複数の政策を発表した。これらの政策は、追跡可能情報の種類、追跡の方法、管理の規範などを明記している。特にコールドチェーンについて、厳しいトレーサビリティ規制を打ち上げた

名称	実施日	発行部門	抜粋
農産物品質安全情報化トレーサビリティ管理弁法（試行）	2021.9.17	農業農村部	- 国家トレーサビリティプラットフォームは完全なトレーサビリティを推進するため、農産物の生産（と殺、加工）主体、生産拠点、製品の種類、数量単位、収穫（と殺、加工）時期、品質検査などのトレーサビリティに関する基本指標を設定し、れによる製品トレーサビリティコードの自動生成する。そこで、国家トレーサビリティプラットフォームは、QRコード付き農産物トレーサビリティラベルと食用農産物証明書の2種類の証明書を作成し、農産物生産者と事業者が独自に選択できるようにしている。 - 国家トレーサビリティプラットフォームは、農業農村開発部が特定した「3品1規格」の農産物やブランド農産物、リスクの高い主要農産物とその生産・運営主体を優先的に支援する。
輸入コールドチェーン食品トレーサビリティ情報管理要求	2021.11.24	国家标准化管理委员会	輸入コールドチェーン食品のトレーサビリティ情報の基本原則、トレーサビリティ情報、情報の記録、情報の保存と共有、情報セキュリティを規定したものである。本書は、輸入されたコールドチェーン食品について、入国時の通関から領域内での生産、加工、流通、販売・消費に至るまでのトレーサビリティ情報の管理について適用される。
農産物卸売市場に対する食品安全検査要求事項の実施に関するお知らせ	2021.1.19	国家市場監督管理総局	市場運営者は、トレーサビリティ証明書と製品品質証明書を確認し、トレーサビリティ証明書のない食用農産物の持ち込みや販売を禁止することが明示され、条件の整った農産物卸売市場では、率先して情報によるトレーサビリティシステムを構築することが求められている。
第14次5か年計画コールドチェーン発展計画	2021.11.26	国务院办公厅	「第14次5か年計画」期間中、中国は国家コールドチェーン食品トレーサビリティ監督システムを構築し、既存の国家輸入コールドチェーン食品トレーサビリティ管理プラットフォームに依拠し、徐々に国内コールドチェーン食品流通をトレーサビリティ管理範囲に組み込み、多レベル、多システム、地域横断コールドチェーン物流のトレーサビリティ閉ループを実現させる。昨年、中国は輸入コールドチェーン食品のトレーサビリティのためのオンライン管理プラットフォームを構築した。国内のコールドチェーン食品流通はまだトレーサビリティ管理システムに含まれていないため、計画ではまず2025年までに、生産と販売を結び、都市部と農村部をカバーし、国内と国際市場を結ぶコールドチェーン物流ネットワークを構築することを提案している。

（出所）公開資料等よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

有機食品・グリーン食品に関する中国政府の政策

- 中国政府は有機食品、グリーン食品生産の拡大や生産地の標準化を推進している。また、国レベルの補助金詳細はないが、補助金の提供は政策に明確にして、各省市県は「三品一標」向けの認証補助金がある

名称	実施日	発行部門	抜粋
農産物「三品一標」推進行動実施方案	2021.3.15	農業農村部	2025年をめどに、品種改良が大きく進み、農産物の品質が大幅に向上し、農業ブランドの確立が大きく前進し、農業の品質、効率、競争力が継続的に向上することを遂げる。知的財産権を持つ中核的な種子源と節水・高耐性の新品種を多数栽培し、グリーン標準化農産物の生産基地800ヶ所、標準化畜産・養鶏の見本農場500ヶ所を建設し、国レベルの農産物の地域公共ブランド300件、企業ブランド500件、農産物ブランド1000件を作り、グリーン食品・有機農産物・地理表示農産物数の数は6万以上に達し、食用農産物の合格証明制度の試行も良好な結果を得ることを目指す。
第14次5か年計画全国農業緑色発展計画	2021.8.23	農業農村部、国家発展改革委員会、科技部、自然資源部、生態環境部、国家林草局	1,000の農業グリーン生産に関連する業界標準と、2,500の農業や動物用医薬品の残留食品安全に関する国家標準を作成・改訂し、高品質かつ健全な発展標準体系を確立する。 - グリーン（緑色）、有機、地理的表示の農産物が新たに認証され、認証商品数は6万件以上、生産企業数は2万7千社に達することを目指す。
農産物「三品一標」推進行動特定実施方案のお知らせ	2022.9.19	農業農村部	中央政府文書第1号の決定を展開し、農業品種開発、品質向上、ブランド化及び標準化生産を実施するために、農業農村部は産業別、セクター別に、「3+3」特別実施プログラム（栽培、畜産、漁業及び品種化、ブランド化及び標準化等）を策定した。
農産物「三品一標」四大行動実施のお知らせ	2022.9.29	農業農村部	「高品質農産物生産拠点の建設行動実施計画」、「農産物の品質向上行動実施計画」、「高品質農産物の消費促進行動実施計画」、「合格農産物の証明見せ行動実施計画」を発行した。 「高品質農産物生産拠点の建設行動実施計画」には、第14次5か年計画の終了までに、グリーン有機地理的表示農産物の総数は7万に達し、全農産物に占めるグリーン高品質農産物の割合は20%に達することを目指す。

「三品一標」：前は無公害製品、グリーン食品、有機食品と農産物地理的表示を指して、無公害農産物がボトムラインの基本要件になったため、現在はグリーン、有機、地理的表示、合格農産物を指している。

（出所）公開資料等よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

食品ロス・農業の高度化に関する中国政府の政策

- 第13期全国人民代表大会常務委員会第28回会議は、2021年4月29日に食べ残しを禁止する法律「反食品浪費法」を可決した
- 農業の高度化は長期目標で、農業・農村のデジタル化と現代化が推進されている

名称	実施日	発行部門	抜粋
反食品浪費法	2021.4.29	全国人民代表大会	- 公務員の公金による宴会への食品浪費防止の喚起 - 飲食店、社員食堂、学食、デリバリー、旅行会社、スーパーなど小売店への食品浪費防止の喚起 - 冠婚葬祭など宴席での食品浪費防止の喚起 - 一般家庭での食品浪費防止の喚起 - 食品加工、貯蓄、運輸における浪費防止の喚起 - 反食品浪費教育の促進 - 報道機関への反食品浪費法の内容、食品浪費現状や食品浪費対策を伝える報道の展開 - 大食い暴飲暴食など食品浪費防止を促すようなコンテンツの配信を禁止
デジタル農業・農村発展計画 (2019–2025年)	2020.1.20	農業農村部、中央網絡安全和信息化委員会办公室	- 同計画は、基礎データの資源体制を構築し、農業自然資源、重要農業品種資源、農村集団資産、農村宅基地、農家・新型農業経営主体の5種類のデータを重点的に建設し、デジタル農業・農村の発展の基礎を固めることを明らかにした。 - 生産・経営デジタル化改造を加速し、栽培業情報化、牧畜業スマート化、漁業スマート化、種業デジタル化、新業態多元化、品質安全管理全過程化を推進し、農業デジタル化生産能力を高める。 - 管理サービスのデジタル化モデルチェンジを推進し、農業・農村管理・政策決定サポート技術体制、重要農産物全産業チェーンモニタリング・早期警戒体制を建設・整備する。 - デジタル農業・農村サービス体制、農村居住環境スマートモニタリング体制、農村デジタルガバナンス体制を建設し、農村ガバナンスの近代化を推進する。
第14次5か年計画農業農村近代化推進計画	2021.12.8	農業農村部	2025年をめどに、農業の基礎をさらに突き固め、農村振興戦略を全面的に推進し、農業・農村の近代化が重要な進展を遂げる。条件を満たした地域が全国に先駆けて農業・農村の近代化をほぼ実現し、貧困脱却を目指す地域が貧困脱却の難関攻略の成果を突き固め発展させることと農村振興との有効な連携の実現を段階的に推進する。2035年をめどに、農村の全面的振興が決定的な進展を遂げ、農業・農村の近代化をほぼ実現することを目指す。

(出所) 公開資料等よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

健康・栄養食品に関する中国政府の政策

- 「三減三健」の概念が提唱され、減塩、低脂肪、低糖質な食事を実践する「三減」、および口腔の健康、適正な体重、健康的な体型を維持する「三健」と指す
- 1日当たりの糖質の摂取量が制限され、砂糖代替品である「D-アルロース」の使用申請は注目されている

名称	実施日	発行部門	抜粋
食品安全国家标准 スポーツ栄養食品通则 (GB 24154- 2015)	2015.11. 13	中華人民共 和国国家衛 生計画生育 委員会	スポーツ栄養食品は、「エネルギー補給類」、「エネルギー調整類」と「たんぱく質補給類」に分類される。スポーツ栄養食品に使用する原料の技術要件が規定される。栄養素の含有量や、汚染物・真菌毒素・微生物の限量などがある。
健康中国行動 (2019～2030年)	2019.7.1 5	中国国务院	- 行動計画の中の食生活の改善に関する項目では、減塩、低脂肪、低糖質な食事を実践して、口腔の健康、適正な体重、健康的な体型を維持する「三減三健」という概念が提唱されている。 - これを具現化するために、砂糖については1日当たりの摂取目標を25グラム以下（現在の1日当たりの摂取量は30グラム）と定めた。また、6～17歳の子どもの砂糖の適正摂取に向けたガイドラインの策定▽砂糖から低カロリー甘味料への切り替えを行う食品メーカーへの支援▽砂糖含有量を1日の摂取目標量に占める割合で表示するなどの食品表示ルールの見直しなどが明記された。
新機能糖質「D-アルロース」の使用申請書	2021.8	中華人民共 和国国家衛 生健康委員 会	- D-アロースは希少糖で、甘味度は砂糖の8割程度で、砂糖に近い自然な味質を持つ。 2021年8月、中国国家衛生健康委員会がD-アルロースの新しい食品原料としての申請を受け取った。2023～2024年に食品添加物としての利用承認を通過する予定である。

（出所）公開資料等よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

5. 中国における食のサステナビリティ

- 5-1 中国における対象食品データ及び概況
- 5-2 中国における食品関連認証の動向
- 5-3 中国食品流通プレイヤーの動向
- 5-4 中国における食品関連政策
- 5-5 参考資料

News（サステナビリティ）（1/2）

- **2021年10月18日、中国の第5回RSPOフォーラムが重慶市で行われた。**今まで、中国では、72の組織は「国連責任投資原則」（UNPRI）に署名、14の銀行は「責任銀行原則」（PRB）に署名した。気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）では、60社以上の銀行金融機関は生物多様性保全を支援することと声明した。中国におけるRSPOのメンバーはもう260社を超えた。2020年末まで、中国のパーム油市場ではRSPO認証製品の比率は約6%である
- **中国における乳製品会社の大手はカーボンニュートラルの展開に早くから取り組んでおり、その中でも伊利は最も代表的な会社である。**2022年3月12日、同社は中国で初めてとなる「ゼロカーボンミルク」の販売を開始した。2022年4月8日、「伊利グループゼロカーボン未来計画」と「伊利グループゼロカーボン未来計画ロードマップ」が発表され、伊利は中国の食品業界で二重炭素目標とロードマップを発行した最初の企業になった。**同社は2050年までサプライチェーン全体のカーボンニュートラルを実現すると承諾した。**食品メーカーに加えて、食品サプライヤーの盒馬鮮生もゼロカーボン食品を積極的に開発している。盒馬鮮生のプライベートブランドのオーガニック椿油が、広東省で初めてゼロカーボン食品になった。さらに、盒馬鮮生は中国で最初の炭素ゼロ認定有機野菜の発売を主導し、これらの野菜のほとんどは昆明の「有機盒馬村」で生産されている
- 2022年6月1日は「世界牛乳の日」で、テーマは乳製品業界の持続可能な発展である。中国食品土畜進出口商会は常に乳製品企業にサービスを提供し、業界の社会的責任を果たすことを監督している。2021年、同商会が開催した「世界牛乳の日キャンペーン」は、業界から熱狂的な反響を呼んでいた。**2022年の「世界牛乳の日」を機に、同商会は、ネスレ、ダノン、伊利、フォンテラ、蒙牛乳業とWyethの6つの乳製品会社が、乳製品業界のゼロカーボンを達成するための厳粛な約束を社会全体に提示する**
- 2022年6月5日、ユニリーバや、エンビジョン・グループ、中国省エネルギー協会、中国品質認証センターなどの20以上の権威機構と企業が共同で『ゼロカーボン工場評価方法』グループ標準を発表し、世界初の完全で定量化可能な「ゼロカーボン工場」の施工基準と評価ルールとなった

（出所）公開資料等よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

News（サステナビリティ）（2/2）

- **2021年12月、中国緑色食品発展センターは『緑色食品産業の第14次5カ年計画綱要』を発表した。「第14次5カ年計画」期間中の緑色食品産業の発展目標を明確にしていた。**産業規模を着実に拡大し、緑色食品企業の総社数を25,000に増加し、製品の総量を65,000に増加し、緑色食品原材料の標準化された生産拠点の数を800に増加する。製品の品質を安定させ、緑色食品の品質ランダム検査の合格率を99%に向上する。産業構造を継続的に最適化させており、家畜、水産物および加工製品の比率を大幅に向上させ、標準化された生産能力を大幅に向上し、グリーンエコロジー、品質、および栄養の特徴をより顕著にし、ブランドの影響力をさらに強化し、ブランドの認知率を80%に向上する。緑色食品産業の利益率を大幅に改善
- **第13期全国人民代表大会常務委員会第28回会議は、2021年4月29日に食べ残しを禁止する法律「反食品浪費法」を可決した**
- **2022年3月、中国は「学校給食連合」(School Meals Coalition)に参加した。この連合は、2030年までに、栄養価の高い食事を必要とするすべての子どもたちに学校給食を提供することを目的としている。**子どもたちの健康的な食事にとって学校給食が重要であることを考慮して、中国は「学校給食連合」の目的を支持する。中国は経験を共有し、他の国々が学校給食プログラムの変革を促進するのを支援し、2030年の持続可能な開発目標の達成を支援する。さらに、中国は国内農村学校で栄養改善計画を推進し、学校給食の栄養を改善する新たな方法を模索し、ステークホルダーを栄養改善計画に参加するよう誘致し、栄養健康教育と学校給食栄養研究を強化し、学校栄養給食における国際協力を促進する

（出所）公開資料等よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

News（食品安全）

- **2022年9月までに、中国は2万以上の指標を含む1,455の国家食品安全基準を発行し、**住民が消費する340以上の食品カテゴリーをカバーし、住民の健康に影響を与える主な危険要因を網羅し、生産から消費までのチェーン全体をカバーし、一般から特殊までの全人口をカバーした
- **企業の健全な食品安全責任体制の構築をさらに推進するため、市場監督総局は「企業の食品安全主管責任実施監督管理規定」を發布し、2022年11月1日から施行される予定である。** 企業の責任体制の改善という点では、食品生産・運営企業に健全な食品安全管理システムを構築し、食品安全責任体制を実施するよう求めている。リスクの予防と管理メカニズムの改善という点では、企業に食品安全リスクの予防と管理に基づく動的な管理メカニズムを構築し、食品安全リスク管理リストを作成し、健全な日常管理、週次検査、月次スケジュールのメカニズムを確立するよう求めている
- **市場監督管理総局が公布した「食品関連産品質量安全監督管理暫行弁法」は、2023年3月1日に施行される予定である。** 弁法では、生産者と販売者の「第一責任者」の主体責任と市場監督者の地方監督責任を明確にし、生産者に品質安全責任者と品質安全担当者の設置を義務付け、さらに企業、政府の指導、総合監督、直接監督の責任を明確にして、食品関連製品の品質と安全を十分に保護するようにした。生産プロセス全体の監督・検査については、弁法により、生産、保管、包装などの重要なプロセスにおいて、生産プロセス全体を管理するシステムが確立された。生産者は、食品関連製品の品質安全トレーサビリティを実現するために、原材料・副資材の管理、重要生産点の管理、工場の検査管理などの管理体制を確立し、原材料・副資材・添加物の購入から製品の販売までのすべての面で効果的に管理し、生産過程で潜在する安全リスクを迅速に調査することが求められている
- **「中華人民共和国農産物質量安全法」は、2022年9月2日の第13期全国人民代表大会常務委員会第36回会議で改正・採択され、2023年1月1日から施行される予定である。** 新たに改正された農産物品質安全法は、農産物品質安全規制制度をさらに改善し、法的責任と罰則を強化し、食品安全法と有機的に結びつけ、畑から食卓までの全プロセスの監督を実現した。農産物品質安全ガバナンスの促進や、着実にグリーンと高品質の農産物の供給や、高レベルの監督と高品質の発展等のために、強力な法的な保証を提供した

（出所）公開資料等よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

News (トレーサビリティ)

- **2020年12月に全国輸入コールドチェーン食品トレーサビリティ管理プラットフォームをオンライン化し、国家プラットフォーム、省レベルプラットフォーム、企業レベルプラットフォームからなる三層構造を構築し、家畜・家禽肉、水産物などの輸入コールドチェーン食品の情報のトレーサビリティチェーンの形成を目指している。2022年2月までに、全国869箇所の輸入コールドチェーン食品の集中監視倉庫が建設されている。** 集中監督倉庫は、税関の港で放出された輸入コールドチェーン食品を消毒・検査し、倉庫を出る証明書を取得してから市場に出て販売するように統一されている
- 2022年9月21日、税関総署は、「中華人民共和国税関輸入申告書」及び「中華人民共和国税関輸入貨物記録表」の関連項目の記入要件を調整することを決定する通知を発出した。**「予防的消毒を実施済み」「新型コロナウイルス発生時期の現場消毒の評価基準」(WS/T 774-2021) が新たに増えた。** 実際の輸入貨物は、「予防的消毒を実施済み」「出荷日」の報告が必要になる
- **国家標準の「牛肉トレーサビリティ技術規程」(GB/T 41438-2022) が正式に発表され、2022年11月1日から実施される。** この国家標準は、牛肉製品の生産者、販売者、顧客の間に「対面」の関係を確立し、中国の肉製品の品質と安全のトレーサビリティ管理が国家の先進水準に達したことを意味するものである
- 2021年11月24日、上海市場監督局は「上海における食品安全情報トレーサビリティ管理の目録」(2021 年版) を公開しました。**食品安全情報トレーサビリティ管理の9種類を11種類に拡大し、「特殊食品」と「酒類」の2種類を追加した。** 輸入冷蔵・冷凍畜産品、輸入冷蔵・冷凍水産物、乳製品、白酒などが追加された
- 山東省市場监督管理局は、「山東食鏈」というアプリケーションで食品安全トレーサビリティを実施している。**2022年6月30日までに、山東省のすべての食品メーカーと販売者は、「山東食鏈」でのユーザー登録を完了しなければならない。** 2022年7月1日から、野菜や、果物、水産物、糧食とその製品、肉製品、乳製品、油、お酒、保健食品、およびベビーフードの10種類の食品に関する情報、または学校の食堂、団体へ食事提供をする会社、およびセントラルキッチン3種類の事業者の食品情報は、すべて「山東食鏈」にアップロードする必要がある

(出所) 公開資料等よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

6. 食・農産物の輸出戦略に与える影響

中長期的な方向性①

国／地域毎に異なるサステナビリティに対する市場の反応

- 食や農林水産業に関するサステナビリティへの関心は国や地域毎に異なっており、世界共通のテーマとなっているサステナビリティ課題は共通化されてはいない
- 欧州では、F2F戦略をはじめとする政策検討での議論を通じて、市場として最もサステナビリティへの関心が高いと言える。カーボンフットプリントやスコープ3、動物福祉といったコンセプトは欧州発である。F2F戦略はEU域内の食のサプライチェーンや生産者の強化に重点がおかれているが、将来的には輸入食品に対して同様の取組みを求めてくる可能性がある
- 米国は、従来より食の安全性を重視しており、輸入食品に対しても食品安全保障の観点から情報開示や取組強化を求めている。また、消費者は健康・栄養にも高い関心を持っている
- 中国の食関連市場も、近年食の安全性や環境影響を重視している。一方で、人権問題への関心はそれほど高くはない。
- 国、地域毎に、消費者や政府等のサステナビリティに対する関心は異なっており、これらが早期に統一化される可能性は少ない。販売展開を考える上で、個別市場のニーズを踏まえて、自社製品の強み/弱みを理解する必要がある

食品卸小売業の調達コードの強化

- 一方で、サステナビリティの確保がグローバルな課題として認識される中で、大手の食品卸小売業の調達コードが、国際的な基準に沿って整備されていくことが予想される
- 食品小売業の調達方針や規則等は、大手を中心としてある程度揃っていくような傾向を見せており、今後も大手食品卸小売業が先行する形で、消費者や政府のサステナビリティへの関心喚起を促していくことが想定される
- 特に、大手食品卸小売のPB商品におけるサステナビリティ対応の動きには注意が必要である。現在も認証ラベルが付いたPB商品がいくつか販売されているが、認証の種類や訴求点は、その食品卸小売の消費者に対するメッセージとなっている可能性がある

中長期的な方向性②

EUDRにみられる非関税障壁化の動き

- 製品の品質等に関する「基準」、特定の製品がその基準に適合しているかを判断する「認証制度」は、健康・安全、消費者保護、環境保全、品質要求、情報提供等、多様な政策目的のために導入される国内措置。このような措置は、本来、正当な政策目的のために導入されるものであり、貿易制限を目的としたものではない
- しかしながら、基準や認証が国産品と輸入品を差別的に取り扱う場合や、国産品と輸入品を同様の条件を設定していても、それが過剰な規制である場合は、基準・認証制度が国内産業の保護、貿易制限的な効果を持つ
- これまで、世界経済はGATT・WTO交渉を通じて関税引き上げや輸入許可制度等、直接的な貿易制限措置について徐々にルール化を進め、貿易自由化に向けた是正が図られてきた
- 一方で、国家間での貿易・経済的取引が増加するに伴い、基準・認証制度のような国内措置の貿易制限措置的な側面が顕在化してきており、非関税障壁として注目を集めている
- 昨今の欧州を中心として、気候変動や労働問題への対応を持続可能性の根拠にして自由貿易体制を制限していく動きがみられる。欧州グリーンディールに関連するF2F戦略や「森林デューデリジェンス規制」、米国の「特定の食品のトレーサビリティに関する追加的な要件に関する規則」、中国の「農産物品質安全情報化トレーサビリティ管理弁法」や「輸入食品海外製造企業登録管理規定」の中から透けて見えるこのような動きに対して、日本の食産業は賢く対応していく必要がある

消費者の健康・安全志向の高まり

- 食産業が消費者に提供できる利益において、最も重要なことは「健康・栄養」であり、そのために「安全・安心」の提供が不可欠である。特に栄養については栄養価の高低ともに訴求点になる可能性がある
- 欧州の容器包装前面表示制度（FoP）に関する議論で注目されているように、輸出する食品が栄養価の観点からどのように評価されるのか、シミュレーションが必要である

国別・地域別の方向性（EU）

輸出品目	EUにおける既存規制	中長期的な規制強化の方向性
畜産物	- 牛肉を除く生鮮肉は、日本からの輸出は不可 - 牛肉については、認定を受けた北海道、群馬県、栃木県、岐阜県、京都府、兵庫県、宮崎県、鹿児島県の12施設からの出荷に限り可 - 牛肉以外の肉類、乳に関しては、EU向け輸出認定施設が日本に存在しないため輸出不可（2021年12月時点） 2021年4月21日より、動物性加工済原料（魚粉末、液卵、脱脂粉乳等）を含む混合食品を輸出する際に、EU 域内外の認定施設由来であること等を証明する必要有。公的証明書（Official Certificate）、事業者の自己宣誓書（Private Attestation）添付が必要	- メタン排出削減戦略：農業、廃棄物、エネルギーを対象に、メタン削減を求めるもの - F2F戦略の数値目標（農薬使用、肥料使用、抗微生物薬の販売、有機農業用農地、食ロス、食品表示の枠組み - 生物多様性戦略：農薬と肥料の使用の制限による、生物多様性に富んだ生態系維持 - メタン排出削減戦略、土壌戦略、生物多様性戦略 「森林デューデリジェンス規則」での森林破壊や森林劣化に関連しうる商品（大豆、牛肉、パーム油、木材、ココア、コーヒー、及び関連する商品である皮革製品、チョコレート、家具等）を取り扱う場合、生産地の地理的情報等の提示が要求 - 新たな森林戦略：EUの気候中立に貢献する機能として、植林、森林保全、及び森林回復の対策を実施 「森林デューデリジェンス規則」にみられるプランテーション
果実・野菜	オーガニック製品について、2017年10月19日よりオンラインシステム TRACESを通じ、輸出証明書を電子申請する必要がある	
コメ・茶	日本で使用可能な農薬がEUのポジティブリストには入っていないことがあるため、コメ・茶葉等の農産物を輸出する場合には留意が必要。輸出前の残留農薬検査、当該検査証明書の提出等が必要になる場合がある	
水産物	水産物については品目ごとにHACCP認定を受けた施設からの出荷に限り輸出可（天然水産物の場合、IUU漁業規則に基づく漁獲証明書・加工証明書も必要）	
菓子類・清涼飲料水	- 食品添加物・香料・食品包材プラスチックについてはポジティブリスト制度をとっており、日本で使用が認められている添加物等がEUでは認められていないことがある - フランスでは、食品に接触する包装容器などについて、ビスフェノールAの使用禁止 - フランスでは、2020年1月1日から食品添加物の二酸化チタン使用した食品流通禁止	
酒類・調味料	ワインおよび蒸留酒の容量規制：指定されている容量サイズで販売する義務がある。リキュールも該当。ただし日本酒および日本で瓶詰めされた日本産の720mlおよび1800mlの容器の単式蒸留焼酎は該当しない	

国別・地域別の方向性（米国）

品目	米国における既存規制	中長期的な規制強化の方向性
共通	2011年1月、米国食品安全強化法（FSMA）成立 2017年9月よりHACCPに準じた予防管理に関する規制が小規模事業者にも適用開始 2018年3月には輸入業者による小規模事業者に対する外国供給業者検証に関する規則が適用開始 2018年4月、米国内において食品の衛生的な輸送に関する規則が適用開始 2019年7月以降、意図的な食品不良の予防に関する規則が原則適用	- 米国食品安全強化法にみられるフードセキュリティ強化の動き 「特定の食品のトレーサビリティに関する追加的な要件に関する規則」 - オーガニック執行強化
畜産物	- 牛肉は、USDAが認定する日本国内施設にて加工された骨なし生肉のみ輸出可 - 鶏卵は、2018年10月16日より、日本国生産の殻付鶏卵、産卵後36時間から米国に輸送されるまで7.2℃以下で冷蔵、米国の定めるサルモネラ管理を実施し、該当する農場を米国政府当局に登録する等の手続きを実施、食品関連施設の米国政府当局への登録、HACCPを実施 を満たすことで輸入可	
果実・野菜	2014年1月以降、日本の有機JAS制度による認証を受けた有機農産物等であれば、「organic」と表示して米国へ輸出可	
水産物	加工施設には、HACCP導入が必須	
菓子類・清涼飲料水	着色料の使用規制があり、クチナシ、紅花（べにばな）、紅麹（べにこうじ）は使用不可	

国別・地域別の方向性（中国）

品目	中国における既存規制	中長期的な規制強化の方向性
畜産物	- 家きん類およびその製品は輸入禁止 - 牛肉、豚肉およびその製品は、2019年12月19日付で口蹄疫禁令が解除、また生後30か月以下の牛の骨なし肉禁令を解除されたが、輸入再開に向けた諸条件が整っておらず、実質的にはまだ輸入できない状況	「中華人民共和国輸出入食品安全管理弁法」にみられるフードセキュリティ強化の動き 「輸入食品海外製造企業登録管理規定」：外国からの新型コロナウイルスの侵入防止を理由として、同国への輸出食品を製造する外国企業に対する登録管理規則を届け出制から2022年1月から全ての企業に税関当局への登録を求めるように強化。有効期間は5年で、登録方法には輸出国政府が企業を推薦する推薦登録と、企業が申請する申請登録がある。推薦登録は肉および肉製品、乳製品、食用穀類、生鮮および乾燥野菜ならびに乾燥豆類など18の食品が対象
果実・野菜	2005年4月より、有機産品認証管理弁法が施行。有機産品の生産、加工と貿易の発展を促進	
コメ・茶	コメは中国側が認可した指定登録施設で精米・くん蒸等がなされたものののみ輸出できる	
水産物	中国向け水産輸出施設の登録、衛生証明書が必要。一部品目については、重金属や汚染物質に関する試験成績結果を要求される	
菓子類・清涼飲料水	中国に輸入される菓子の包装材は食品安全国家標準（食品容器の品質または基準）に適合したものでなければならない	
酒類・調味料		